

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚三丁目34番1号  
新都ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 鄧 明 輝

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、誠にお手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年4月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成31年4月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 8階「ラプソディ」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第35期（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案

第三者割当による第4回新株予約権発行の件

##### 第2号議案

取締役4名選任の件

##### 第3号議案

監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表及び個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shintoshd.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(添付書類)

## 事業報告

(平成30年2月1日から  
平成31年1月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

##### 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済情勢は、政府における経済・雇用政策等を背景に、企業収益や雇用環境の改善がされてきたことにより、総じて緩やかな回復基調が続いております。一方で、小売、卸売業界におきましては、根強い低価格志向が見られ消費者マインドの盛り上がりは遅れており、依然として厳しい環境が継続しております。また、世界経済や社会情勢に目を向けると、最近では世界的な経済の減速に加え、米国・中国間の経済摩擦、英国のEU脱退に向けた動きなど、グローバルに政治、経済の先行きが不透明な状況となっており、日本国内の企業や個人に対して投資や消費を抑制する影響を与えていることが懸念されます。

当社のセグメント別の業績は以下のとおりです。

##### ①アパレル事業

基幹事業である卸売り事業につきましては、既存ブランドについての現在のポジショニングの分析を行い、各得意先に合わせたブランドを選択し企画提案をしてまいりました。そして、ライセンス事業とのシナジー効果を高めるため、サブライセンシー各社と協力し、当社ブランドの魅力を消費者に再認知してもらうための広告宣伝活動も併せて行ってまいりました。2018年春夏期については、2016年および2017年に開催した春物・夏物展示会で企画した商品を中心に、主力得意先ごとに積極的な販売活動に努めてきました。当社の連結子会社におきましては、中国子会社を中心に実施している中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売を行い、かつユニフォームの卸売事業については商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進して参りました。

この結果、売上高は212,364千円、セグメント損失は129,269千円となりました。

##### ②不動産関連サービス事業

当社は、中華圏及び在日中国人に向けた不動産売買、仲介を行うべく、前連

結会計年度に不動産関連サービス事業の立ち上げを行い、その後、宅地建物取引業者免許を取得し組織体制を整備の上、事業への参入をはかりました。中華圏及び在日中国人のネットワークから収集された顧客ニーズに基づき、当該顧客ニーズにマッチングする仕入れ物件を2018年12月に購入し、現在、顧客に対する営業活動を積極的に行っております。当連結会計年度においては、購入した土地付建物の賃貸収入を計上しました。

この結果、売上高は3,393千円、セグメント損失は10,250千円となりました。

### ③貿易事業

当社は、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱の構築を目的に、第1四半期連結会計期間から日用雑貨品及びその他製品について中国企業との輸出入取引を開始いたしました。日本製の日用雑貨品は中国国内において安全性や機能性、デザインにおいて人気が高く、確実に貿易事業が売上増加に繋がっております。また、第2四半期連結会計期間からは日用品雑貨に加え、ポリエチレンテレフタレート（PET）等の輸入及び販売を開始するとともに、中国子会社においても非鉄金属取引を開始しております。

この結果、売上高は1,359,494千円、セグメント利益は3,279千円となりました。

なお、平成30年8月22日にリリースいたしました「山東拉峰服装有限公司」との業務提携につきましては、山東拉峰が開発保有するパターンオーダーシステムのカスタマイズに多少の時間が掛かっており、当連結会計年度においては売上高の計上には至りませんでした。また、平成30年10月1日付でリリースいたしました「ラカラジャパン」との代理店事業につきましては、人員体制を整えて加盟店の拡大に取り組んでおります。

上記①②③の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高1,575,252千円、営業損失は324,761千円、経常損失は367,612千円、親会社株主に帰属する当期純損失は385,272千円となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、11,865千円であり、その主なものは、社用車の購入によるものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、第三者割当増資により2,227,000株の新株を発

行したことおよび1,333個の新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ238,522千円増加しました。

#### 4. 対処すべき課題

当社は、引き続きコーポレートガバナンス体制の強化を目指し、経営改善に努めてまいります。

対処すべき課題は下記のとおりです。

##### ① 収益基盤の強化

激しく変化する経営環境の中で、安定的な収益の確保ができる企業体質を構築するために、さらなる収益の構造改革に取り組んでまいります。

##### ② 内部統制の強化

財務報告に関する業務の標準化を進め、業務記述書、フローチャート及びリスクコントロールマトリックス等の一層の精度向上を図り、内部統制が十分機能する体制を構築します。

##### ③ 堅実な経営計画の策定

今後も顧客満足度の高い品質の商品を低価格で提供し、売上の維持を図るとともに、低コスト構造の構築及び財務体質の強化に努めてまいります。

##### ④ 上場廃止猶予期間入り銘柄

平成30年4月26日に提出した平成30年1月期有価証券報告書にて、営業利益または営業キャッシュ・フローの値が黒字と確認され、かつ債務超過が解消されたため猶予期間入り銘柄から解除されました。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

#### 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

#### 7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

#### 8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

## 9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 32 期 (平成28年 1 月期)	第 33 期 (平成29年 1 月期)	第 34 期 (平成30年 1 月期)	第 35 期 (当連結会計年度 (平成31年 1 月期))
売 上 高	—	—	632,337	1,575,252
営 業 損 失 ( △ )	—	—	△29,906	△324,761
経 常 損 失 ( △ )	—	—	△26,807	△367,612
親会社株主に帰属する当期純損失 ( △ )	—	—	△33,413	△385,272
1 株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	△3.57	△30.27
総 資 産	—	—	567,599	935,048
純 資 産	—	—	116,732	218,564
1 株当たり純資産額(円)	—	—	10.22	15.13

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
 3. 第34期より連結計算書類を作成しておりますので、第33期以前の各数値は記載しておりません。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
上海銳有商貿有限公司	22,276千円	100.00%	ユニフォーム事業

### 11. 主要な事業内容（平成31年1月31日現在）

事業	事業内容
アパレル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジュアルウェアの企画・生産委託・製品の卸売</li> <li>・衣料品を中心とした海外ブランドの国内でのライセンス供与</li> <li>・インナーウェアの輸入販売</li> <li>・中国本土におけるユニフォームの企画販売事業</li> </ul>
不動産関連サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に中華圏・在日中国人に向けた不動産物件の売買・仲介業務等</li> </ul>
貿易事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日用雑貨品及び他製品を中国企業に輸出販売並びに日本企業に輸入販売</li> <li>・ポリエチレンテレフタレート（PET）等の輸入販売</li> </ul>

### 12. 主要な営業所（平成31年1月31日現在）

#### ① 当社

名称	所在地
本社	東京都豊島区北大塚3丁目34番1号
物流センター	千葉県野田市山崎1594

#### ② 子会社

名称	所在地
上海銳有商貿有限公司	中国上海市モン行政区秀文路898号西子国際中心2号ビル2F

13. 主要な借入先（平成31年1月31日現在）

借入先	借入金残高
青島大都国際貿易有限公司	14,212千円
三井トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	215,000千円

14. 従業員の状況（平成31年1月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
23名	7名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	—	48.3歳	2.2年

（注） 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（日働8時間換算）4名は含んでおりません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

期初以来事業統合等によって扱い品目の一部変更や組織再編も重なり、当初やや統制上の問題も散見されましたが、現在、全社あげて対応し、順調な事業運営に着地予定です。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成31年1月31日現在）

1. 発行可能株式総数 45,000,000株
2. 発行済株式の総数 13,837,000株  
※発行済株式の総数13,837,000株は、自己株式58,200株を含んでおります。
3. 株主数 2,609名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
DADU (HONG KONG) CO., LIMITED D I R E C T O R D E N G M I N G H U I	3,427,000株	24.87%
SAMURAI&J PARTNERS 株 式 会 社	1,592,200株	11.56
K E E N C O U N T R Y L I M I T E D	1,098,200株	7.97
COSMO LADY (CHINA)HD CO., LTD	1,010,100株	7.33
SATURDAY CO., LTD	1,010,100株	7.33
釜 野 正 彦	120,700株	0.88
株 式 会 社 ラ イ ブ ス タ ー 証 券	114,700株	0.83
鈴 木 誠 次	110,200株	0.80
株 式 会 社 S B I 証 券	108,700株	0.79
小 林 桂 輔	100,500株	0.73

(注) 1. 当社は自己株式を58,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成30年6月22日
新株予約権の数(個) ※	50,637(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	5,063,700(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり 202(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	平成30年7月11日～平成33年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 (注) 3 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなることは、当該本新株予約権の行使を行う事はできない。 2. 本新株予約権1個未満の行使を行う事はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項 ※	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(平成31年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、(注) 2により本新株予約権の行使価額が調整される場合は、割当株式数は次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割により普通株式を発行する場合、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合は、当社は、次の算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

上記事由のほか、株式の併合、資本の減少その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするときも、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

3. 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額となる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5. 当社が合併その他の組織再編成行為をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、再編成対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況（平成31年1月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鄧 明 輝	株式会社大都商会 代表取締役社長 大都(香港) 實業有限公司 董事 大都ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	半 田 紗 弥	
取 締 役	下 村 昇 治	税理士 下村昇治税理士事務所所長
常 勤 監 査 役	瀬 沼 敏 彦	
監 査 役	丹 羽 一 彦	
監 査 役	浅 井 繁 一	

- (注) 1. 取締役下村昇治氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役丹羽一彦及び浅井繁一の両氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役丹羽一彦氏は、長年当社の監査役を務めており、また、弁護士として培われた専門的な知識・経験等で財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は取締役下村昇治氏及び監査役浅井繁一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 監査役児玉俊明氏は、平成30年4月25日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

### 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	27,976千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	9,100千円 (3,000千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	37,076千円 (6,000千円)

- (注) 平成30年4月25日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

### 3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係  
監査役丹羽一彦氏は、中央国際法律事務所の所長を兼任しております。当社と兼職先との取引については個別の案件毎に契約しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
社外取締役下村昇治氏は当事業年度開催の取締役会に全て出席しており、当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて発言を行っております。  
社外監査役全員は取締役会ならびに監査役会の全てに出席しており、当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて発言を行っております。また、各社外監査役は、内部監査室と共同して監査計画を作成し問題意識を共有のうえ、各部署で合同監査を実施しております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人 元和

### 2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

19,988千円

### 3. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,988千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### 4. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社都合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、すべての役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるよう、倫理規程を定め、それを企業活動の中で具体化していくための企業行動規範を策定することにより、内部統制システムを運用します。

コンプライアンスマニュアルを策定し、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、管理部が各部門からの相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、コンプライアンス委員会を開催して審議を行い、その内容が代表取締役에게報告されます。

また、リスク管理委員会ではリスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などを行うとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。

また、当社では、従業員が直接通報できる内部通報窓口（ホットライン）を社内・外に設けており、ホットライン運営規程を定めて通報者を保護するとともに、社内に法令及び定款に違反する行為がある場合には、リスク回避に向けた取り組みを進めます。

さらに、各部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役に監査報告を行っております。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理及び保存を行っております。また、社内規程については、適宜見直しを行い、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスク管理につきましては、市場リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。さらに、リスク管理委員会においてリスクの把握・分析を行い、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめており、必要に応じ取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告することとしております。

なお、不測の事態が発生した場合には、社長及び取締役会に報告し早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

## 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、内部監査を担当する内部監査室を設置しております。なお、内部監査室は社長直轄の組織であります。また、監査結果について適宜監査役に報告を行っており、さらに監査役は必要に応じて監査に関する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。また、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

## 6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、監査役の事前の承認を得るものとします。また、監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに、必要な会議に出席できるものとしております。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、社内規程により、取締役、内部監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを取締役会に報告します。また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、取締役会は必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。

さらに、常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することにより、監査を行ううえで必要な情報を収集します。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の社内規程において、監査役会を定期的開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に合会を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的に行うための体制を構築しております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を管理部、不当要求防止責任者を管理部長としております。また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力及び団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内関係部署が協力して組織的に対応します。

## 10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス

当社では、会議や会社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。また、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。

### (2) リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会を随時開催し内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあっております。

### (3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

### (4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成31年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>914,726</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>710,728</b>
現金及び預金	168,602	買掛金	375,134
受取手形及び売掛金	192,092	短期借入金	229,212
商 品	29,704	未払法人税等	11,894
貯 蔵 品	57	返品調整引当金	103
販売用不動産	329,880	訴訟損失引当金	23,254
前 渡 金	70,376	店舗等撤去損失引当金	6,182
そ の 他	130,320	そ の 他	64,947
貸倒引当金	△6,306	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,755</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,322</b>	長期未払金	5,755
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,304</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>716,484</b>
車 両 運 搬 具	5,223	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	80	<b>株 主 資 本</b>	<b>208,422</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	資 本 金	1,787,432
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	2,053,472
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>15,017</b>	利 益 剰 余 金	△3,550,674
関係会社出資金	3,000	自 己 株 式	△81,809
敷金及び保証金	11,063	その他の包括利益累計額	115
長期営業債権	25,252	為 替 換 算 調 整 勘 定	115
そ の 他	953	新 株 予 約 権	10,026
貸倒引当金	△25,252	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>218,564</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>935,048</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>935,048</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(平成30年2月1日から)  
(平成31年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,575,252
売上原価		1,508,495
売上総利益		66,756
返品調整引当金戻入額		6
返品調整引当金繰入額		103
差引売上総利益		66,659
販売費及び一般管理費		391,420
営業損失		324,761
営業外収益		
受取利息	8	
為替差益	405	
還付消費税等	779	
その他	518	1,711
営業外費用		
株式交付費用	14,068	
訴訟費用	3,221	
訴訟損失引当金繰入額	20,333	
支払利息	1,936	
支払手数料	4,300	
その他	702	44,562
経常損失		367,612
特別損失		
店舗等撤去損失引当金繰入額	6,182	
本社移転費用	2,617	
減損損失	6,973	15,773
税金等調整前当期純損失		383,385
法人税、住民税及び事業税		1,886
当期純損失		385,272
親会社株主に帰属する当期純損失		385,272

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成30年2月1日から)  
(平成31年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,548,910	1,814,950	△3,165,402	△81,809	116,649
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	238,522	238,522			477,044
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失			△385,272		△385,272
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	238,522	238,522	△385,272	—	91,772
当 期 末 残 高	1,787,432	2,053,472	△3,550,674	△81,809	208,422

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	82	82	—	116,732
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				477,044
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失				△385,272
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	32	32	10,026	10,059
当 期 変 動 額 合 計	32	32	10,026	101,831
当 期 末 残 高	115	115	10,026	218,564

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成31年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>889,675</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>680,651</b>
現金及び預金	161,244	買掛金	375,109
受取手形	97	短期借入金	215,000
売掛金	181,629	未払金	31,539
商品	29,654	未払法人税等	11,894
貯蔵品	57	前受金	8,132
販売用不動産	329,880	未払費用	2,174
前渡金	63,363	預り金	5,164
前払費用	11,715	返品調整引当金	103
未収入金	4,552	訴訟損失引当金	23,254
供託金	91,544	店舗等撤去損失引当金	6,182
その他	22,242	その他	2,097
貸倒引当金	△6,306	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,755</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,556</b>	長期未払金	5,755
<b>有形固定資産</b>	<b>5,223</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>686,406</b>
車両運搬具	5,223	純 資 産 の 部	
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>235,799</b>
その他	0	資本金	1,787,432
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,333</b>	資本剰余金	2,053,472
関係会社株式	22,315	資本準備金	2,053,472
関係会社出資金	3,000	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△3,523,296</b>
長期営業債権	25,252	利益準備金	1,951
敷金及び保証金	11,063	その他利益剰余金	△3,525,248
出資金	30	別途積立金	2,105,060
その他	923	繰越利益剰余金	△5,630,308
貸倒引当金	△25,252	自己株式	△81,809
<b>資 産 合 計</b>	<b>932,232</b>	新株予約権	10,026
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>245,825</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>932,232</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成30年2月1日から)  
(平成31年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		864,302
売 上 原 価		822,576
売 上 総 利 益		41,725
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		6
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		103
差 引 売 上 総 利 益		41,628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		360,333
営 業 損 失		318,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
為 替 差 益	664	
還 付 消 費 税 等	779	
そ の 他	518	1,971
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	14,068	
訴 訟 費 用	3,221	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	20,333	
支 払 利 息	1,440	
支 払 手 数 料	4,300	
そ の 他	416	43,780
経 常 損 失		360,513
特 別 損 失		
店 舗 等 撤 去 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,182	
本 社 移 転 費 用	2,617	
減 損 損 失	6,973	15,773
税 引 前 当 期 純 損 失		376,287
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,886
当 期 純 損 失		378,173

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成30年2月1日から)  
(平成31年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,548,910	1,814,950	1,814,950
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	238,522	238,522	238,522
当 期 純 損 失			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	238,522	238,522	238,522
当 期 末 残 高	1,787,432	2,053,472	2,053,472

(単位：千円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,951	2,105,060	△5,252,134	△3,145,123	△81,809	136,929	
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行						477,044	
当 期 純 損 失			△378,173	△378,173		△378,173	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計			△378,173	△378,173	—	98,870	
当 期 末 残 高	1,951	2,105,060	△5,630,308	△3,523,296	△81,809	235,799	

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	—	136,929
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		477,044
当 期 純 損 失		△378,173
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	10,026	10,026
当 期 変 動 額 合 計	10,026	108,896
当 期 末 残 高	10,026	245,825

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成31年4月1日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 山 野 井 俊 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても、営業損失324,761千円、経常損失367,612千円、親会社株主に帰属する当期純損失385,272千円を計上している。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成31年4月1日開催の取締役会において、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として、第三者割当による第4回新株予約権の発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年4月1日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山 野 井 俊 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても、営業損失318,704千円、経常損失360,513千円、当期純損失378,173千円を計上している。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成31年4月1日開催の取締役会において、平成31年4月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において関連する議案が承認されることを条件として、第三者割当による第4回新株予約権の発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況(子会社の職務の執行状況を含む)について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び物流センター、店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って、期初以来事業統合等によって扱い品目の一部変更や組織再編も重なり、当初やや統制上の問題も散見されましたが、現在、全社あげて対応し、順調な事業運営に着地予定です。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、当初やや統制上の問題も散見されましたが、現在、全社あげて対応し、順調な事業運営に着手予定であり、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年4月2日

新都ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬 沼 敏 彦 ㊞

監 査 役 浅 井 繁 一 ㊞

監 査 役 辻 本 英 一 ㊞

（注）監査役浅井繁一および監査役辻本英一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第三者割当により第4回新株予約権発行の件

当社は、平成31年4月1日付取締役会決議により、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びリーディング証券株式会社を割当予定先として、第三者割当による第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決定致しました。

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計5,197,000株（議決権51,970個）であり、平成31年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株及び議決権数137,780個に対し、希薄化率は37.56%（議決権ベースの希薄化率は37.72%）に相当し、当社普通株式の議決権に係る希薄化率が25%以上となりますので、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第432条の定めに従い、本株主総会にて、普通決議による株主の皆様によるご承認をお願いするものであります。

#### 1. 本新株予約権発行に係る募集の概要

(1) 割当日	2019年5月8日
(2) 新株予約権の総数	51,970個
(3) 発行価額	総額11,693,250円（新株予約権1個当たり225円）
(4) 当該発行による潜在株式数	5,197,000株（新株予約権1個当たり100株）
(5) 資金調達の内訳	645,727,250円 （内訳） 新株予約権発行分：11,693,250円 新株予約権行使分：634,034,000円
(6) 行使価額	1株当たり122円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS株式会社とリーディング証券株式会社に32,170個、リーディング証券株式会社に19,800個の新株予約権を割り当てます。
(8) その他	本新株予約権の発行は、当社第35期定時株主総会において本議案が承認されること、及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

#### 2. 第三者割当による本新株予約権発行の理由

##### (1) 資金調達の主な目的及び背景

当社グループは、当社（日本本社）と当社の子会社である上海鋭有商贸有限公司により構成されております。

まず、日本本社の主な事業は、「アパレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。

「アパレル事業」につきましては、カジュアルウェアの企画、生産委託を行う卸売を

中心とした卸売事業、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾を受け、自社の商品やカジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業、インナーウェアの輸入販売事業を行っております。

しかしながら、当社が属するアパレル・カジュアルウェア業界におきましては、大手得意先のPB化傾向の拡大や消費者の高い生活防衛意識の影響や天候・気温不順の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下に、中国サプライヤー生産コストの上昇が加わり、総じて厳しい経営環境下で推移しております。当社は、第34期から既存ブランドについての現在のポジショニングの分析、いわゆるリブランディング計画に取り組んでおり、かつてから広く認知されている主要ブランド「Piko Hawaiian Longboard Wear」(ピコ)の再生・復活を目指し、価格帯を上げた種々の商品企画の提案を行い、営業担当者の人脈等を駆使して新たな販路の開拓に努めております。しかしながら、リブランディングにつながる商品企画の方向性を定めるのに、当初の見込みより時間を要することが判明しており、衣料品はその企画提案から、生産、得意先への商品の納入までに期間を要することから、平成31年1月期の卸売事業の売上上昇には至りませんでした。ライセンス事業はおおむね前年度と同じ水準で推移しております。インナーウェアの輸入販売事業については、地域密着型量販店での販売に注力しましたが、売上的大幅な増加には至りませんでした。

この結果、平成31年1月期におけるアパレル事業につきましては、売上高は139,678千円、セグメント営業損失は113,273千円となりました。

「不動産関連サービス事業」につきましては、当社は、販売用不動産として、平成31年第3四半期中に西葛西地区にある一棟収益事務所マンションを購入しました。現在はすべての部屋にテナントが入居し、満室であり、安定した賃料収入を得ております。

しかし、平成30年7月の第三者割当増資による資金調達によって当初予定していた物件の購入ができなかった上、第3回新株予約権の行使も進まず、これらによって不動産関連サービス事業の物件購入に充当する資金が確保できなかったため、その他の売買業務を進めることができませんでした。

この結果、売上高は3,393千円、セグメント営業損失は10,250千円となりました。平成30年1月期よりは売上高、営業利益ともに減少しました。

「貿易事業」につきましては、上記のような既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の売上の不安定さといった特性に鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱を構築することを目的に、当社の新規事業として昨年度(第35期)からスタートしました。具体的には、日用雑貨品等の輸出業務につきましては、近年、中国からの訪日観光客の増加などにより、日用品のジャンルにおいても「メイド・イン・ジャパン」商品のニーズが日増しに強くなってきており、中国の一部消費者の間では、ベビー用品とマタニティ用品、日用雑貨や化粧品、食品や健康食品に関しては、日本製品が安全性の高い商品と評価され、人気を博しております。また、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務につきましても、順調に推移しております。

この結果、売上高は721,230千円、セグメント営業損失は6,659千円となりました。当該事業は平成31年1月期に当社が営業黒字化の一環として新たに立ち上げた事業でありながら、当社グループの連結売上高全体構成比46%を占めるようになりました。

中国子会社の上海銳有商貿有限公司は当社が100%出資をしている会社です。主な事業は「アパレル事業」と「貿易事業」であります。平成31年1月期における中国子会社の売上高は710,949千円(前事業年度17,683千円)、営業損失は5,710千円(前事業年度19,531千円)となりました。

「アパレル事業」につきましては、中国市場向けに自社ユニフォームブランド製品の企画・販売及び卸売事業を行っております。当該事業をスタートさせた平成30年1月

期におきましては、同業他社との価格競争と初期事業年度ならではの経費計上等により、営業損失の計上を余儀なくされました。その後、商品そのもののブランド価値を向上させるなどの施策を行い、平成31年1月期第3四半期から売上が増加しました。

その結果、平成31年1月期の売上高は72,685千円となり、セグメント営業損失は15,650千円となりました。売上高は前事業年度より311%の増加となりました。

「貿易事業」につきましては、当社が平成30年8月1日付「(継続開示)新規事業の進捗状況に関するお知らせ及び当社連結子会社における新規事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、中国子会社は貿易事業部を新設し、中国国内での卸売事業を中心とした事業を開始いたしました。上記のとおり、日本本社の貿易事業は海外との輸出入を主とするビジネススキームとなっておりますが、現在は中国子会社との間の取引はありません。中国子会社の貿易事業部では、まずは中国本土の企業に対する卸売に注力しており、積極的な営業活動を行いました。

この結果、平成31年1月期の売上高は638,268千円、セグメント営業利益は9,939千円となりました。

以上のとおり、当社は、平成30年1月期以前から継続して営業損失を計上しており、平成31年1月期においては(1)アパレル事業における卸売事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、及び(2)不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、(3)新規事業(貿易事業)の開拓を主とした事業改善策を実施してまいりましたが、売上高こそ前事業年度より大幅に改善し、1,575,252千円(前事業年度632,337千円)となり、前期比149%増加したものの、営業損失324,761千円、経常損失367,612千円、親会社株主に帰属する当期純損失385,272千円を計上することとなりました。

当社は、現在の厳しい経営環境を乗り越え、今後も継続企業として株主をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善、経営基盤の強化を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実現していくために、当社は、平成30年7月の第三者割当増資による新株式及び第3回新株予約権の発行により、差し手取概算額で471,070千円の資金を調達し、株主資本の増強とともに当社が第35期(平成31年1月期)中に実施しておりました上記(1)乃至(3)の施策に資金を投入し、当該施策を進めてまいりました。これらの施策を重ねた結果、第35期においての売上高は前年度比149%の増加となり、1,575,252千円となりました。

しかし、当社は、前連結会計年度以前から継続している営業赤字状態から脱却することは出来ず、平成31年1月期は営業キャッシュフローも赤字となりました。また、平成31年1月期末時点の連結貸借対照表では、前連結会計年度に比べて、受取手形及び売掛金(対前年比476.40%増)並びに前渡金(対前年比433.23%増)が増加する一方、現金及び預金(対前年比39.12%減)が減少しており、これらの主な要因は、新たに開始した貿易事業は受注の見込みの増加に伴い、前渡しする仕入資金が増加し、売掛金の回収には一定の期間を要するため、現預金が減少することによるものです。

平成31年1月期連結会計年度においても、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているため、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために、当社グループは、上記(1)乃至(3)の施策を更に推進する方針であり、当該方針に従った今後の当社グループの事業運営のために、現状の当社株価を踏まえた行使の蓋然性の高い新たな資金調達が必要な状況であります。

当社は、当社株価が第3回新株予約権の行使価額を下回る水準で推移し、また、株価の低迷により、発行時の条件で行使される見込みが低いことから、現状に合わせた本新株予約権を発行することと致しました。同時に、既存株主への希薄化による影響を少しでも減少させるため、現時点で残存する第3回新株予約権50,637個を7,848,735円(1個当たり155円)で取得し、直ちに消却を行うことといたしました。第3回新株予約権の取得価額は、株式会社赤坂国際会計による第3回新株予約権の公正価値の算

定結果による評価額と同額であります。

当社としましては、今後も継続企業として株主をはじめステークホルダーの利益を高めるため、早急に財務体質の改善及び経営基盤の強化を図っていくことが最重要課題であると認識しております。そして、本新株予約権の行使により調達した資金を上記(1)乃至(3)の施策をさらに継続させていくため、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の使途」に記載した使途に用いる資金とし、早急に黒字体質への転換に努めてまいります。

何とぞ、株主の皆様にはご理解を賜りたくお願い申し上げます。

#### (2) 本新株予約権発行による資金調達方法を選択した理由

第三者割当による新株予約権発行は、既存株主に対して相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本新株予約権発行の決定に際し、他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、第三者割当による本新株予約権発行は、当社株式の取引状況に配慮しつつ、今後の事業戦略を推進するための資金調達を行い、当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

まず、金融機関からの借入は、当社の業績や財務状況から事実上困難であり、加えて、有利子負債の増加は当社の財務基盤から鑑みて資金調達手段として好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。その他、エクイティ・ファイナンスのうち公募増資、株主割当増資、第三者割当増資を検討しましたが、当社の長期にわたる業績低迷及び現在の財務状況では、公募による増資及び株主割当増資は難しいと判断しました。第三者割当増資による新株式の引受先は現れませんでした。

新株予約権による資金調達は著しい株式の希薄化を回避することができ、段階的に資金調達することが可能であります。行使価額及び新株予約権の対象株式数の固定により、行使価額の修正による調達資金額の不安定さを回避し、事業計画の見通しが立てやすいものとなり、また、市場株価の変動による潜在株式数増加による著しい株価下落のリスクも回避できます。さらに、本新株予約権の割当予定先であるSAMURAI&J PARTNERS株式会社及びリーディング証券株式会社は2社とも、当社が昨年実施した第三者割当増資の割当先であります。2社とも、当社の事業を理解したうえで、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。

また、本新株予約権発行に際しては、第3回新株予約権の取得及び消却を行いますので、株式の希薄化を一定程度抑えることができます。

以上から、当社としましては、本新株予約権の発行による資金調達は、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
645,727,250	4,454,640	641,272,610

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(11,693,250円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(634,034,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用、弁護士費用、有価証券届出書の書類作成費用、登録免許税を含む登記関連費用であります。

## (2) 調達する資金の使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計641,272,610円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 日本本社運転資金	270,000	2019年6月～2021年5月
内訳 i アバレル事業	内訳 i 50,000	
ii 不動産関連サービス事業	ii 20,000	
iii 貿易事業	iii 200,000	
② 中国子会社に対する出資	200,000	2019年6月～2021年5月
③ M&A資金(出資金等)	171,272	2019年6月～2021年5月
合計	641,272	—

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

### ①日本本社運転資金について

当社グループは、当社(日本本社)と当社の子会社である上海鋭有商貿有限公司により構成されております。日本本社の主な事業は、「アバレル事業」、「不動産関連サービス事業」及び「貿易事業」であります。各事業の事業資金として充当する枠を確保するために資金を調達いたします。

「アバレル事業」の運転資金の枠として、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、50,000千円を確保し、これに充当する予定です。

上記のとおり、当社は、第34期(平成30年1月期)から既存ブランドについての現在のポジショニングの分析、いわゆるリブランディング計画に取り組んでおります。当社の卸売事業の復活のためには、リブランディング計画は必要不可欠であり、当社は2020年1月期(第36期)においても引き続き当該計画を推進し、新たな販売先候補との協議を進展させ、可能な限り早期に売上を確保できるよう努めて参ります。オリンピックイヤーである2020年を目指し、ピコの再生・復活のために、ピコのブランド力を利用して、従来ターゲットとしてきた顧客層だけでなく、新たな顧客層にも訴求する企画立案を行い、新たな販売先候補と協議の上、価格帯を上げた種々の商品企画や広告宣伝等によって、ピコのブランド価値を最大に高められる合理性のあるスキームを構築する所存です。調達資金は、一部は当該スキームに基づいて生産する商品の仕入代金に充当し、残りは当該スキームに基づいて行う先行宣伝費用に充当する予定です。現時点においては当該スキームにつき販売先候補との間で協議中であるため、今後、資金調達の状況を踏まえて、当該スキームに基づき、支出の内容を精査し、支出の時期及び支出金額を決定する予定です。

「不動産関連サービス事業」の運転資金として、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、20,000千円を新たな物件を購入する際の手付金の枠として確保し、これに充当する予定です。

平成31年1月期には当該事業の資金が確保できなかったため、西葛西地区の一棟収益事務所マンションの購入以外の売買業務を進めることができませんでした。2020年1月期におきましては、不動産市況を踏まえ、当社の顧客ニーズに合った物件を探し、順次購入を検討する予定ですが、その際手付金として用いる資金を確保しておく必要があります。なお、当社が現在所有している西葛西地区の一棟収益事務所マンション



も売却を模索しており、売却した場合にはその売却代金の一部等を新たな物件の購入資金に充てる予定であります。

「貿易事業」の運転資金の枠として、今般調達する資金の日本本社運転資金に充当する金額のうち、200,000千円を、日用雑貨品等の輸出又はポリエチレンテレフタレート等の輸入の際の仕入代金の枠として確保し、顧客の需要状況に応じて適切に充当いたします。

貿易事業は、上記のとおり、日用雑貨品等の輸出業務と、ポリエチレンテレフタレート、繊維・フィルムの輸入業務を行っており、上記の既存事業であるアパレル事業の厳しい経営環境、不動産関連サービス事業の売上の不安定さといった特性に鑑み、収益性の改善を図り、安定的な収益の柱の構築を目的に、当社の新規事業として昨年度（第35期）からスタートしました。上記のとおり、当該事業セグメント単体における売上高は721,230千円であり、当社連結売上高全体の構成比の46%を占めています。

貿易事業は輸出業務及び輸入業務のいずれについても、受注の見込みの増加に伴い、前渡しする仕入資金が増加するものの、売掛金の回収には3～4か月程度一定の期間を要するため、現預金が減少する事態が発生しますが、第36期においても当該事業の継続的な成長維持に努めてまいります。

国際貿易は国際情勢、為替等々の影響を受けますが、為替リスク対策にも配慮しながら、利益率を最大限に高められるように仕入を行い、調達した資金の支出金額及び支出時期を決定する予定です。

各事業セグメントへの調達資金の配分につきましては、基本的には第35期の業績に応じて配分しております。

ただし、アパレル事業（アパレル事業売上高は139,678千円、セグメント営業損失は113,273千円）は、第35期は売上が大幅に減少しておりますが、創業時からの当社の祖業であり、ピコブランドのリブランディングを通じて再生・復活に注力するため、業績による割合よりも調達資金の配分比率が高くなっております。

不動産関連サービス事業（売上高は3,393千円、セグメント営業損失は10,250千円）につきましては、第36期は今年の不動産市況の予測に基づき慎重に仕入を行う方針であり、事業計画を保守的に立案しており、別途不動産を担保とした借入による資金調達も予定していることから、本新株予約権発行による調達資金の配分比率は低くなっております。

貿易事業（売上高は721,230千円、セグメント営業損失は6,659千円）は業績に応じて調達資金の配分比率は最大となっております。第36期において、利益率を最大限に高めるため、調達資金を仕入代金に充当し、資金繰りに余裕ができれば、当該事業における資金滞留期間を考慮したうえでの利益改善策として、為替ヘッジ等の対策を講ずることも検討する予定です。

## ②中国子会社に対する出資について

中国子会社の上海銳有商貿有限公司は当社が100%出資をしている会社です。主な事業は「アパレル事業」と「貿易事業」であります。上記のとおり、平成31年1月期における中国子会社の売上高は710,949千円（前事業年度17,683千円）、営業損失は5,710千円（前事業年度19,531千円）となりました。

中国の国家外貨管理局（State Administration of Foreign Exchange）の規制のため、当社から子会社である上海銳有商貿有限公司への運転資金の提供は出資によって行い、上海銳有商貿有限公司において出資された資金を各事業セグメントに充当する予定であります。

今般調達する資金の中国子会社に対する出資に充当する金額のうち、50,000千円を当該「アパレル事業」の仕入代金、販促費用等の運転資金の枠として確保し、これに充当し、平成31年1月期の勢いを維持し、さらなる売上増加を目指します。

今般調達する資金の中国子会社に対する出資に充当する金額のうち、150,000千円を

当該「貿易事業」の事業資金の枠として確保し、これに充当いたします。平成31年1月期には非鉄金属取引を開始しましたが、これに限らず、中国本土の企業との関係を強化し、その需要を発掘し、取引の拡大に努める予定です。取引先の需要状況に応じて、中国国内及び海外から最適な仕入先を選択し、調達資金を仕入代金に充当いたしますが、中国子会社の貿易事業の規模から1.5億円程度が必要と見込んでおります。

両事業において、平成31年1月期の売上増加の勢いを継続させるためには、売上の増加に伴う仕入資金の増加への対応策を講ずる必要があります。取引先の状況を見ながら、受注のタイミングに応じて、最適な仕入のタイミングを図り、諸事情を総合的に考慮した上で、支出時期及び支出金額を決定する予定であります。

### ③M&A資金（出資金等）について

当社は、平成30年1月期において、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄から解除され、平成31年1月期は営業損失を計上する状況から脱却すべく、日本本社及び子会社のそれぞれで「貿易事業」を新たに開始する等、様々な試みを実行してきました。この結果、平成31年1月期当社の売上高1,575,252千円（前年同期比149%増）を計上することができました。しかしながら、新たに開始した貿易事業は国際情勢、為替等々の影響を受けやすいことから、粗利益率が低く、会社全体の営業黒字への転換は実現できませんでした。2020年1月期におきましても、営業黒字を実現すべく、既存事業を成長軌道に乗せるとともに、積極的に様々な事業展開を模索するため、M&Aを検討してまいります。

当社としましては、当社の3セグメントの事業と業務上のシナジー効果を得られる事業を行う企業への一部の出資や業務提携等を可能であれば検討したいと考えております。現時点では、対象会社として財務基盤の安定した営業利益100万円程度の規模の事業者を想定して、当社の強みであるピコ等のブランド又は中国企業とのつながりを生かせる業種を検討している段階であり、具体的に計画されている資本・業務提携はございませんが、候補先を探すに際して、案件が具体化した場合に適時に交渉を進め、実行に移すために資金調達手段を予め確保しておく必要性が高いと判断したことから、現時点での資金調達を行うこととし、使途としてM&Aに関する資金の枠を設け、今般調達する資金171,272千円を充当するものであります。今後、案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

なお、2021年5月末までに資本・業務提携の交渉が開始できなかった場合又は2021年5月末以前に開始された提携交渉が中止された場合には、本件の資金全額を、その時点の事業環境及び市場動向に応じて、当社の業績改善に最も効果的な配分方法で、当社の各事業の運転資金に充当させて頂く予定です。またその場合には、資金使途の変更について速やかに開示いたします。

## 4. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定は、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績のある第三者機関、株式会社赤坂国際会計（所在地東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎高岳）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権はオプション期間中途において権利行使が可能なアメリカンタイプのオプションであり、行使時点までの既行使株数等の事項に影響される経路依存オプションであることを考慮し、その特徴を評価額に反映することが可能なモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、株式会社赤坂国際会計による算定の条件として、行使価額を含む新株予約権発行要項に記載の事項、割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められ

た保有方針等の趣旨、評価基準日（平成31年3月29日）の市場環境等に関する一定の前提条件（算定時点における当社株価135円（平成31年3月29日の終値）、権利行使価額122円、当社株式のボラティリティ79.0%及び市場出来高、予定配当額0円/株、無リスク利率▲0.2%）並びに当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提条件（①割当予定先は本新株予約権の権利行使及び売却に際して当社株式の流動性に起因する制約を受けるため割当予定先が本新株予約権の総数を直ちに権利行使及び売却することが困難であり、株価が権利行使価額を上回る場合に割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに一様に分散的な権利行使及び売却を実施すること、②割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例並びにマーケットモデルにより想定される水準に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準のコストを割当予定先が本新株予約権の権利行使及び売却の際に負担すること、等を含みます。）を置き評価額の算定を実施し、本新株予約権1個につき225円との結果を得ております。

当社は、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の発行価額の公正価値の算定結果を参考に、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権の発行価額を、評価額（225円）と同額とすることを決定いたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値より9.63%ディスカウントした122円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

ディスカウント率につきましては、上記の割当予定先との協議・交渉の結果、割当予定先の意向により基準価額に対し9.63%ディスカウントした122円とすることといたしました。なお、本新株予約権の行使価額122円は本新株予約権発行に係る取締役会決議の前日までの最近の1ヶ月平均138円に対して11.59%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均138円に対して11.59%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均155円に対して21.29%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権の行使価額が上記経緯で決定された経緯を考慮しても、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当せず、適正な価額であると考えております。また、当社監査役全員から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は5,197,000株（議決権51,970個）であり、平成31年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株及び議決権数137,780個に対し、希薄化率は37.56%（議決権ベースの希薄化率は37.72%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の使途」に記載した各資金使途に充当することで、営業黒字への転換及び業務拡大を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大及び企業価値向上に寄与することが期待できます。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の5,197,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日あたりの平均数量が約10,827株であることから、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高143,803株（平成31年4月1日現在）と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化

可能であると考えております。

本新株予約権の発行はこのような希薄化を伴いますが、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではなく、本新株予約権の行使により調達した資金は「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の用途」に記載したとおり、当社を営業赤字体質から営業黒字体質へ転換するために、第35期から継続している各事業セグメントに対する施策への運転資金を補填するものであります。当社は、当該施策の推進により各事業セグメントの収益を回復させることが中長期的には、既存株主の利益も含む株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権発行により希薄化は発生するものの、調達した資金を本新株予約権発行による調達資金の資金用途に充当することにより業績が回復した場合においては、希薄化の規模に照らしても、既存株主への株式の希薄化による影響は限定的になるものと考えられます。

また、本新株予約権発行に伴い、第3回新株予約権を取得し、直ちに消却するため、株式の希薄化は一定程度回避されます。

以上のことから、本新株予約権の発行は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与することを可能とするものであり、既存株主の利益にも資し、かつ、本新株予約権の発行において予定される上記の株式の希薄化を上回る利益をもたらす企業価値の向上を期待できるものであることから、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① SAMURAI&J PARTNERS株式会社

(1) 名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社			
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安藤 潔			
(4) 事業内容	投資銀行事業、ITサービス事業			
(5) 資本金	21億444万5千円 (平成30年10月31日現在)			
(6) 設立年月日	平成8年2月6日			
(7) 発行済株式数	3496万1502株 (平成30年12月13日現在)			
(8) 決算期	1月31日			
(9) 従業員数	(連結) 38名、(単体) 15名 (平成30年6月1日現在)			
(10) 主要取引先	株式会社ネクスティエレクトロニクス ソフトバンクコマース&サービス株式会社 各都道府県警察本部及び各地方検察庁等			
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率 (平成30年7月31日現在)	藤澤 信義	19.45%		
	(常任代理人 UBS証券株式会社)			
	寺井 和彦	9.62%		
	NLHD株式会社	7.40%		
	STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OD11	4.89%		
	(常任代理人 香港上海銀行)			
	CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS			
	FOR TAGUCHI SHIGEKI	4.34%		
	(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)			
	村山 俊彦	2.57%		
株式会社SBI証券	2.47%			
松井証券株式会社	1.71%			
植村 篤	1.14%			
野村證券株式会社	1.10%			
当会社間関係				
(13)	資 本 関 係	平成31年4月1日現在、当社普通株式1,592,200株 (平成31年1月31日現在の発行済株式数に対して11.51%) を所有しております。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	第3回新株予約権の割当先であります。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:千円。特記しているものを除く。)			
	決算期	平成29年1月期	平成30年1月期	平成31年1月期
	連 結 純 資 産	834,001	1,411,211	2,209,086
	連 結 総 資 産	871,838	1,764,540	2,704,984
	1株当たり連結純資産(円)	30.99	47.23	63.04
	連 結 売 上 高	148,133	382,703	530,246
	連 結 営 業 利 益	△86,534	△182,891	△245,856
	連 結 経 常 利 益	△83,856	△195,956	△247,473
	親会社株主に帰属する当期純利益	△143,404	△124,153	△574,328
	1株当たり連結当期純利益(円)	△5.32	△4.49	△18.05
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

② リーディング証券株式会社

(1) 名称	リーディング証券株式会社			
(2) 所在地	東京都中央区新川一丁目8番8号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大川 竜治			
(4) 事業内容	有価証券の売買等及び売買等の受託、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、その他の金融商品取引業			
(5) 資本金	1,868,482千円（平成30年9月30日現在）			
(6) 設立年月日	昭和24年4月			
(7) 発行済株式数	5,999,047株（平成30年9月30日現在）			
(8) 決算期	3月31日			
(9) 従業員数	（連結）69名、（単体）68名（平成30年9月30日現在）			
(10) 主要取引先	日本電子計算株式会社 株式会社たいこう証券ビジネス			
(11) 主要取引銀行	三菱UFJ銀行			
(12) 大株主及び持株比率 （平成30年9月30日現在）	株式会社ランキャピタルマネジメント	91.65%		
	広沢商事株式会社	1.67%		
	鯨井 登美子	0.92%		
	コアレックス道栄株式会社	0.33%		
	コアレックス三栄株式会社	0.33%		
	青山 英明	0.28%		
	株式会社本郷会計	0.25%		
	藤田 教和	0.17%		
	岡本 敏男	0.14%		
	栗原 茂雄	0.13%		
当会社間関係				
(13)	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	第3回新株予約権の割当先であります。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）			
	決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
	連 結 純 資 産	535,326	495,927	892,298
	連 結 総 資 産	10,141,653	7,449,346	7,217,960
	1株当たり連結純資産(円)	126.35	112.36	148.74
	連 結 売 上 高	1,352,146	1,126,841	1,643,245
	連 結 営 業 利 益	1,256,110	△53,883	238,641
	連 結 経 常 利 益	58,085	△51,700	223,630
	親会社株主に帰属する当期純利益	△785,682	△59,421	215,771

当社は、割当予定先であるSAMURAI&J PARTNERS株式会社及びリーディング証券株式会社より、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社は、東京証券取引所市場JASDAQ（グロース）市場の上場会社であり、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

リーディング証券株式会社は、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、同社が、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、公表していることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索を行うことにより、当社は、リーディング証券株式会社及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

また、リーディング証券株式会社は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会に加盟しております。

上記のとおり、当社の把握する限りにおいて、割当予定先及び当該割当予定先の役員と反社会的勢力とは一切関係がないことを確認いたしました。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、昨年、上場廃止に係る猶予期間から解除され、今後も継続企業として株主をはじめステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善及び経営基盤の強化を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。「2. 第三者割当による本新株予約権発行の理由(1) 資金調達の主な目的及び背景」に記載のとおり、平成31年1月期中に実施しました増資資金の一部を新規事業である貿易事業に充当し、その成果として、平成31年1月期の売上高は前年度比149%上昇しました。しかし、営業利益におきましては、前年度から継続して赤字となりました。また、貿易事業拡大による売掛金の増加及び不動産購入により、平成31年1月期末の現預金残高も減少(対前年比39.12%減)しております。

当社は、平成30年7月に、SAMURAI&J PARTNERS株式会社に対して新株式2,227,000株及び第3回新株予約権32,170個を割り当て、リーディング証券株式会社に対して第3回新株予約権19,800個を割り当てましたが、第3回新株予約権については、株価の低迷によりリーディング証券株式会社が1,333個行使したに留まり、第3回新株予約権の大部分は行使されない状況にありました。

このような状況の中、当社は、平成31年2月頃、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の担当者と面談をし、当社の事業内容及び財政状態の現状を説明したところ、同社からは当社の株価動向から第3回新株予約権の行使は難しい旨の意向を表明され、株式の引受けはできないが、第3回新株予約権の取得及び消却を前提として、第3回新株予約権と同様に行使価額を時価からディスカウントした金額とする同規模の新たな新株予約権の発行であれば引受けを検討する余地があるとの申出を受けました。

当社としては昨年発行した新株予約権の取得及び消却により既存株主に対する希薄化率を一定程度抑えられるうえ、現在の時価に対応した行使価額の新株予約権により資金も調達しやすくなります。

当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の申出を検討し、本新株予約権の発行を提案したところ、本新株予約権の引受を承諾して頂きました。

当社は、平成31年3月頃、リーディング証券株式会社の担当者と面談し、当社の事業内容及び財政状態の現状、SAMURAI&J PARTNERS株式会社の本新株予約権の引受けの申出について説明し、残存する第3回新株予約権の取得及び消却と本新株予約権の第3回新株予約権と同規模での引受けを提案したところ、これらを承諾して頂きました。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びリーディング証券株式会社は2社とも、当社が昨年実施した第三者割当増資の割当先であります。2社とも、当社の事業を理解したうえで、当社に投資するファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。

したがって、両社を本新株予約権の割当予定先として選定することは適切と考えております。

なお、平成30年6月22日付「第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の

募集に関するお知らせ」 「6. 割当先の選定理由等 (6) 提案権について」に記載のとおり、第3回新株予約権に係る両社との総数引受契約において、割当日(平成30年7月10日)から1年6か月の間、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行しようとする場合には、両社に対し、発行を決議する取締役会に先立って通知し、同等以上の条件・内容で株式等の引受けを提案する権利(提案権)に関する規定を定めたので、まず両社と協議を行いました。

第4回新株予約権を発行するに当たっては、特に要請はなかったため、各割当予定先との総数引受契約に、提案権の規定を定める予定はありません。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先でありますSAMURAI&J PARTNERS株式会社とリーディング証券株式会社のそれぞれから、本新株予約権を引き受けるのは純投資目的であるため、当社の経営に対し重要な影響を与える意図は無く、本新株予約権を行使し、当社株式を取得したら、当社の株価の動向に応じて、法律上可能な範囲で、相応の短期間の間に市場で売却を行い、議決権行使等により当社に重要な影響を与える意図は無い旨の説明を口頭で受けております。

## 6. 本新株予約権の内容

別紙「新都ホールディングス株式会社 第4回新株予約権発行要項」に記載のとおりです。



新都ホールディングス株式会社  
第4回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称  
新都ホールディングス株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金11,693,250円
3. 申込期日  
2019年5月8日
4. 割当日及び払込期日  
2019年5月8日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、SAMURAI&J PARTNERS株式会社及びリーディング証券株式会社へ割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,197,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(3)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (3) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整以後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の個数  
51,970個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金225円（本新株予約権の目的である株式1株当たり2.25円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金122円とする。但し、第10項の規定に従って、

調整されるものとする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の場合において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が

1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- ④ 本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
2019年5月9日から2021年5月8日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
14. 本新株予約権の取得
  - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条又は第274条の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会で定める本新株予約権の取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」）と総称する。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従っ

て通知又は公告を行った上で、本新株予約権 1 個あたりその払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権及び本新株予約権に係る総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとした。
19. 行使請求受付場所  
新都ホールディングス株式会社 東京都豊島区北大塚三丁目34番 1 号
20. 払込取扱場所  
株式会社三菱UFJ銀行 押上支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機構の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
23. その他
  - (1) 上記各項については、平成31年 4 月26日に開催予定の当社第35期定時株主総会において本新株予約権発行に係る議案が承認されること及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とう めいひい 鄧 明輝 (昭和38年9月17日生)	平成3年3月 東京外国語学院 卒業 平成4年4月 株式会社大都商会 設立 代表取締役専務 就任 平成12年12月 株式会社大都商会 代表取締役社長 就任(現任) 平成17年6月 大都(香港)實業有限公司 設立 董事 就任(現任) 平成28年1月 大都ホールディングス株式会社 設立 代表取締役社長 就任(現任) 平成29年4月 当社 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大都商会 代表取締役社長 大都ホールディングス株式会社 代表取締役社長 大都(香港)實業有限公司 董事	一株
2	※ おう いか 王 依華 (昭和38年3月18日生)	平成6年2月 九州産業経済大学 卒業 平成16年3月 東武鉄道株式会社 入社 平成26年8月 同社 退職 平成26年12月 NPO社団法人チャイナドレス日本總會 平成31年2月 当社 副社長 就任	一株
3	はんた さや 半田 紗弥 (昭和41年10月30日生)	昭和63年7月 上海理工大学 中退 平成6年5月 東方企画 入社 平成23年4月 楽購思商貿有限公司 副社長 平成26年5月 上海藍翼國際貿易有限公司 社長 平成29年4月 当社 取締役(現任)	一株
4	しむらう しょうじ 下村 昇治 (昭和33年3月2日生)	昭和55年3月 国立茨城大学 卒業 昭和55年4月 上毛新聞社 入社 昭和61年4月 伊藤公認会計士事務所 入所 平成6年4月 株式会社エスケイコンサルタント設立 代表取締役 就任 平成8年12月 税理士試験合格 平成22年7月 税理士登録 下村昇治税理士事務所 所長(現任) 平成29年4月 当社 取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 王依華氏を新任の取締役候補とした理由は、日本及び中国のマーケット市場に精通しており、豊富な経験と人脈を有していることから、営業数値の改善を図るために取締役として選任をお願いするものであります。  
4. 下村昇治氏は社外取締役候補者であります。  
5. 下村昇治氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社とは利害関係のない見地から、適切な指導をいただけると期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
6. 下村昇治氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。  
7. 下村昇治氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
8. 下村昇治氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
9. 下村昇治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 瀬沼 敏彦氏は本総会終結の時をもって辞任されることとなりました。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

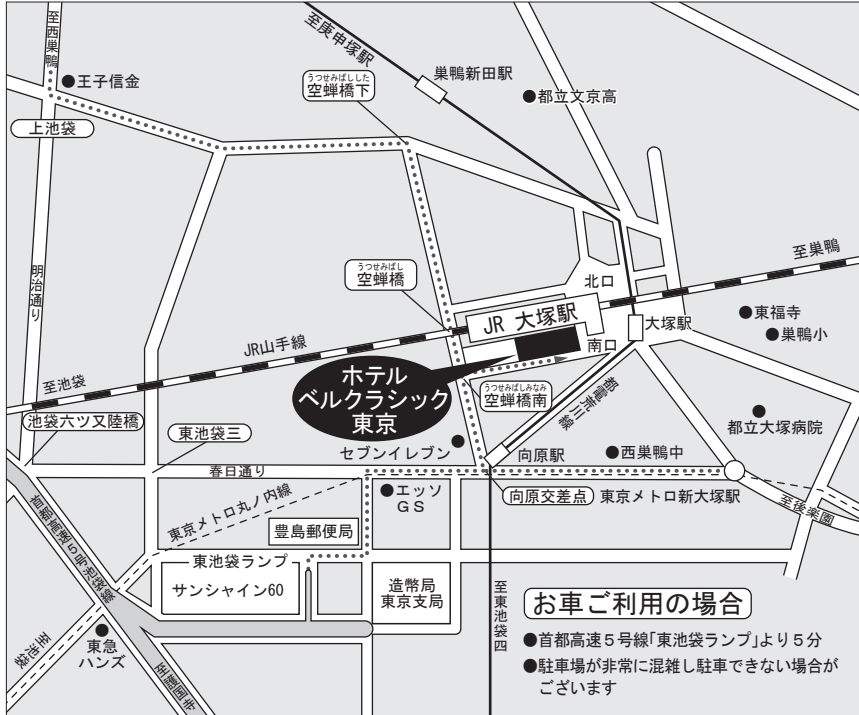
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 豊崎 修 (昭和37年7月31日生)	平成元年3月 東京税理士会 所属 平成元年4月 本郷会計事務所 入所 平成11年7月 株式会社豊崎会計事務所 代表取締役 (現任) 平成23年2月 株式会社T&Cホールディングス 監査役 平成27年2月 同社 取締役 就任 平成28年2月 同社 取締役 (監査等委員) (現任) 平成29年9月 G F A株式会社 監査役 就任	一株
2	※ 新関 和夫 (昭和14年12月6日生)	昭和37年4月 東燃化学株式会社 入社 平成3年3月 株式会社トーブレン 常務取締役 就任 平成7年3月 同社 代表取締役社長 就任 平成13年10月 株式会社エヌケイグローバル 代表取締役社長 就任 平成29年11月 新和合同会社 代表社員 (現任) 平成31年1月 株式会社エヌケイグローバル エグゼクティブアドバイザー (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の社外監査役候補者であります。  
 2. 上記各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。  
 3. 豊崎修氏は長らく上場会社の監査役を務めており、現在もG F Aの監査役として活躍されています。  
 4. 新関和夫氏は長らく経営の最前線で活躍され、現在もアドバイザーとして活動されています。  
 5. 豊崎修氏及び新関和夫氏の両名とも豊富な経験及び高度な専門知識を有していることから、客観的な立場から助言が可能であり、経営監視機能の充実を図れることであります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
 ホテルベルクラシック東京 8階「ラプソディ」



## お車ご利用の場合

- 首都高速5号線「東池袋ランプ」より5分
- 駐車場が非常に混雑し駐車できない場合がございます

## 電車ご利用の場合

●電車等の交通機関が便利です

- 池袋駅⑦ホーム
- 新宿駅⑬ホーム
- 上野駅②ホーム
- 東京駅④ホーム
- 羽田空港 — 浜松町駅②ホーム — 東京モノレール23分

- 山手線外回り 2分
- 山手線外回り 11分
- 山手線内回り 14分
- 山手線内回り 22分
- 山手線内回り 28分

**大塚駅**  
 南口より徒歩1分